

水道メーターの交換 にご協力ください

市民の皆さんの家庭には、水道の使用量を量るために水道メーターが取り付けられています。

この水道メーターは、八年に一度交換することになっています。ことし該当する家庭には、五月から来年二月にかけて、ハガキなどでお知らせした後に交換します。

交換には、腕章と身分証明書を携帯した、市の指定給水装置工事業者またはメーター器製造会社社員が伺います。

問い合わせ：給水課給水サービス係・TEL223・3071

敬老マッサージサービス をご利用ください

市では高齢者が健康な生活を送れるように、敬老マッサージサービ事業（はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれか）を行っています。

対象者には、六月中に無料利用券（年二回分）を送付し

ます。

対象：4月1日現在、市内在住で70歳以上（来年3月末までに70歳になる方を含む）

問い合わせ：高齢者いきがい課高齢者いきがい担当・TEL内線2553

シルバードライバー ドック開催

シルバードライバーの皆さんへ

年を取ると、自分では気づかなくても身体機能が低下するものです。そこで、あなたの運転を、教習所の指導員と一緒にご確認してみませんか。六十五歳以上で普通自動車免許を持つ方なら、どなたでも無料で参加できます。

日時：7月3日(月)、午前9時～午後0時30分（受け付け11午前8時30分）

会場：東武かすみ自動車教習所（霞ヶ関東二丁目）
TEL231・1325

講習の申し込み・問い合わせは、会場の教習所または川越警察署交通課（TEL224・0110）にお尋ねください。

講習の内容

教習所のコースを利用して、体験型の講習を実施します。その後、教習所の指導員から、安全運転の講習があります。それらを通じて、忘れていた安全運転の基本を再認識するとともに、あなたの運転を点検します。

*七十歳以上の方が免許更新時に行う、高齢者講習ではあ

入院時の食事の負担が変わりました

4月1日から、健康保険法の規定に基づき、入院時の食事の負担が下表のように1日単位から1食単位に変更されました。

医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数にかかわらず1日単位で計算していたものを1食単位に変更するものです。

入院時の食事負担額

区分	変更前	変更後	
① 一般	1日780円	1食260円	
② 市民税非課税の世帯に属する(③以外)	過去1年間の入院日数が90日以下の場合	1日650円	1食210円
	過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1日500円	1食160円
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上	1日300円	1食100円	

問い合わせ…市の国民健康保険加入者＝国保年金課給付係・TEL内線2473▶老人保健受給者＝福祉医療課老人医療係・TEL内線2534

高齢者ドライバーの事故多発！

高齢者に多い交通事故の原因は、信号無視・一時停止をしないなど基本的な交通ルール違反です。交通ルールを、もう一度確認しましょう。

問い合わせ：総合交通政策課交通安全指導係・TEL内線3265

5月5日、汗ばむほどの日ざし。日陰を選びながら歩いていると、住宅街の一角に広がる茶畑に出会いました。ちょうど茶摘みの真っ最中。かごいっぱいに入った茶葉から、すがすがしい香りが立ち上がってきます。川越は、室町時代に河越茶として日本有数の産地だけでなく、高林謙三が製茶機械を発明した地。川越の新茶を、ゆっくり味わってみたいとなりました。



**農薬散布には、これ
まで以上に注意!!**

五月二十九日(月)から農薬の「ポジティブリスト制度」が始まります。この制度では、野菜や果物などの農産物に対し、すべての農薬の残留基準が設定されます。これにより、ほかから飛散した農薬が原因でも残留基準を超えた場合は、その農産物の流通・販売

が禁止されることとなります。

農薬を使用する方は、次のことに注意してください。

- ① 農薬を使用する際には、ラベルをよく読み、記載されている使用基準を守りましょう
- ② 農薬の使用記録を付けましょう
- ③ 農薬を使用するときには、他の農地や作物に農薬が飛散しないよう、十分に注意しましょう
- ④ 農地に近接する住宅地周辺などで、樹木に農薬を散布する際には農産物に飛散しないように注意しましょう
- ⑤ もし、飛散した可能性がある場合は、すぐに周りの栽培者に知らせましょう
詳しくは、川越農林振興センター(TEL242-1810)にお尋ねください。

災害時における応急復旧業務に関する協定を締結

市は4月27日、市内の建設・緑地・空調衛生・電気設備・管工事の5業種団体で構成する川越市建設産業団体連合会(加盟137社)と、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結しました。



災害時における応急復旧業務に関する協定書調印式

岩堀弘明会長と協定書を交わす舟橋市長

この協定により、大規模地震や風水害などの災害が発生したとき、水道・下水道や道路・橋・学校などの公共施設について迅速な応急復旧を行うことができます。

また、同連合会の各社が保有する建設機械などを活用し、災害が発生したときには、道路上に散乱すると考えられる倒壊家屋の一部、扉などを早期に除去するなど、その応急活動が期待されます。

市では、災害時の協定を締結した防災機関との協力関係を推進し、総合防災訓練などへの参加もお願いしていきます。

災害協定については、今後も多くの団体や機関と締結し、市民の皆さんの安全・安心を確保していきます。

問い合わせ…防災課防災担当・TEL内線2241

* 農薬とは、農薬取締法に基づいて登録されているものを指します。

問い合わせ：農政課経営普及係・TEL内線2712

「川越市国民保護計画(原案)」に対する意見を募集します

市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、川越市国民保護協議会を設置しました。そして、国の方針や指示に基づき、市民の避難・救援・武力攻撃に伴う被害の最小化などの措置を総合的に行う必要があるため、川越市国民保護計画の作成を進めています。今回、市が作った同計画の原案に対する意見を募集し、頂いた意見を参考に案を策定します。

募集期間：5月26日(金)～6月26日(月)

対象：市内在住・在勤・在学

閲覧場所：防災課(本庁舎四階)・出張所・連絡所・公民館

* 市のホームページでもご覧になれます。

意見の提出方法：住所・氏名・電話番号を明記し、〒350-8601川越市役所防災課に郵送(フアックス・Eメール・持参可)

問い合わせ：防災課防災担当・TEL内線2241・FAX225-28095・EメールII hosai@city.kawagoe.saitama.jp

「スズメバチの巣」除去費用の一部を補助

市では、市民の皆さんの安全で快適な生活環境の保全を図るため、スズメバチの巣の除去費用の一部を補助していきます。

スズメバチの巣を駆除業者に依頼して除去する場合、八千円を限度として補助金が支給されます。詳しくは、食品・環境衛生課にご連絡ください。

ハチからの被害を防ぐためには、ハチや巣に刺激を与えないようにしましょう。

問い合わせ：食品・環境衛生課環境衛生係・TEL2271-5103